

平成 2 9 年 3 月 亀 岡 市 議 会 定 例 会

条 例 一 部 改 正 資 料

( 新 旧 対 照 表 )

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）新旧対照表

| 現 行  | 改 正 後 (案)  |
|--|--|
| <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4第2項</u>に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> | <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4第1号</u>に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第2号</u>に規定する養子縁組里親_____として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> |

亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）新旧対照表

| 現 行   | 改 正 後 (案)  |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項_____の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(利用停止の請求)</p> <p>第19条 何人も、実施機関が第10条第1項、第10条の2又は第10条の3の規定によらないで自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）を目的外利用し、若しくは外部提供しているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているときは、実施機関に対して当該保有個人情報の目的外利用又は外部提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。</p> <p>(訂正等の請求に対する決定)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者_____（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項_____</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(利用停止の請求)</p> <p>第19条 何人も、実施機関が第10条第1項、第10条の2又は第10条の3の規定によらないで自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）を目的外利用し、若しくは外部提供しているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているときは、実施機関に対して当該保有個人情報の目的外利用又は外部提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。</p> <p>(訂正等の請求に対する決定)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条におい</p> |

\_\_\_\_\_に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、書面により通知するものとする。

て準用する場合を含む。) に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、書面により通知するものとする。

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀岡市条例第29号）新旧対照表

| 現 行  | 改 正 後 (案)  |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第9号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第9号</u>に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> |

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）新旧対照表

| 現 行  | 改 正 後 (案)   |
|--|---|
| <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第59条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p> <p>第59条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個</p> | <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第59条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名又は名称</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p> <p>第59条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名又は名称</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名又は名称</p> |

人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

(固定資産税の減免)

第68条 (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) (略)

3 (略)

(軽自動車税の減免)

第84条 (略)

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。) 又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

(固定資産税の減免)

第68条 (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(5) (略)

3 (略)

(軽自動車税の減免)

第84条 (略)

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

(3)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第84条の2 (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第115条の3 (略)

(1)～(3) (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第84条の2 (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所  
並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第115条の3 (略)

(1)～(3) (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者



は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第123条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

附 則

第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第33条の4の規定を適用した

は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第123条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(2)・(3) (略)

附 則

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第33条の4の規定を適用した

場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受け

場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) (略)

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受け

ようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

ようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名  
又は名称)
- (2)～(6) (略)
- 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高  
齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう  
とする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日  
から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則  
第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名  
又は名称)
- (2)～(7) (略)
- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱  
損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようと  
する者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日  
から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則  
第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名  
又は名称)
- (2)～(6) (略)
- 10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規  
定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震  
改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告  
書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通  
知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律  
第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- (2)～(6) (略)
- 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高  
齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう  
とする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日  
から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則  
第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- (2)～(7) (略)
- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱  
損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようと  
する者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日  
から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則  
第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- (2)～(6) (略)
- 10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規  
定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震  
改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告  
書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通  
知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律  
第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当

該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) (略)

11 (略)

(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)

第13条の4 (略)

2 法附則第29条の5第2項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

3 法附則第29条の5第4項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

4 法附則第29条の5第5項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) (略)

11 (略)

(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)

第13条の4 (略)

2 法附則第29条の5第2項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) (略)

3 法附則第29条の5第4項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) (略)

4 法附則第29条の5第5項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) (略)

亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成28年亀岡市条例第27号）新旧対照表

| 現 行   | 改 正 後 (案)   |
|---|---|
| <p><u>（亀岡市税条例の一部改正）</u></p> <p>第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p> <p><u>第19条中「）、第51条の7、第63条」の次に「、第76条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第46条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、「<u>第92条第1項</u>」を「<u>第76条の6第1項の申告書、第92条第1項</u>」に改め、同条第3号中「第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「<u>第92条第1項</u>」を「<u>第76条の6第1項の申告書、第92条第1項</u>」に改め、同条に次の2号を加える。</u></p> <p>(5) 第46条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p><u>第33条の2中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>第75条第1項及び第2項を次のように改める。</u></p> <p><u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> | <p><u>（亀岡市税条例の一部改正）</u></p> <p>第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条中 _____</p> <p>_____ 「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第46条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り _____</p> <p>_____、同条第3号中</p> <p>「第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り _____</p> <p>_____、同条に次の2号を加える。</p> <p>(5) 第46条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> |

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第75条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第75条の2を削る。

第76条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第75条の2とし、同条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第76条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪

以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第76条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第76条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第76条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第76条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第76条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除



く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第76条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第76条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第84条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第77条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

第78条（見出しを含む。）及び第80条（見出しを含む。）中「軽

自動車税」を「種別割」に改める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第75条第2項」を「第76条第1項」に改める。

第82条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第75条第2項」を「第76条第1項」に改める。

第84条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「市長において必要と認める者に対して課する軽自動車税はこれ」を「必要と認めるものに対しては、種別割」に改め、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税を」を「種別割の」に改める。

第84条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第84条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第85条第2項中「第443条若しくは第75条の2」を「第445条若しくは第76条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

(略)

(略)

附則第15条に次の1項を加える。

6 法附則第31条の4第1項の条例で定める土地は、市の全部の区域内に所在する土地とする。

附則第15条の2を次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、京都府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

附則第15条の2の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第76条の8の規定にかかわらず、京都府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第76条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「京都府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、京都府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として京都府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|            |               |                 |
|------------|---------------|-----------------|
| <u>第1号</u> | <u>100分の1</u> | <u>100分の0.5</u> |
| <u>第2号</u> | <u>100分の2</u> | <u>100分の1</u>   |
| <u>第3号</u> | <u>100分の3</u> | <u>100分の2</u>   |

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

|           |         |         |
|-----------|---------|---------|
| 第2号ア(イ)   | 3,900円  | 4,600円  |
| 第2号ア(ウ) a | 6,900円  | 8,200円  |
|           | 10,800円 | 12,900円 |
| 第2号ア(ウ) b | 3,800円  | 4,500円  |
|           | 5,000円  | 6,000円  |

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

|           |         |        |
|-----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ)   | 3,900円  | 1,000円 |
| 第2号ア(ウ) a | 6,900円  | 1,800円 |
|           | 10,800円 | 2,700円 |
| 第2号ア(ウ) b | 3,800円  | 1,000円 |
|           | 5,000円  | 1,300円 |

附則第16条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げ

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第77条第2号アの項中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第77条第2号アの項中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第77条第2号アの項中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第77条第2号アの項中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

る」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

附則第16条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

|           |         |        |
|-----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ)   | 3,900円  | 3,000円 |
| 第2号ア(ウ) a | 6,900円  | 5,200円 |
|           | 10,800円 | 8,100円 |
| 第2号ア(ウ) b | 3,800円  | 2,900円 |
|           | 5,000円  | 3,800円 |

第1条の2 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第51条の7、第63条」の次に「、第76条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める。

第33条の2中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第75条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第75条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第75条の2を削る。

第76条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第75条の2とし、同条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第76条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第76条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その

本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第76条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第76条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第76条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第76条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第76条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告

をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第76条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第84条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第77条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

第78条（見出しを含む。）及び第80条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第75条第2項」を「第76条第1項」に改める。



第82条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第75条第2項」を「第76条第1項」に改める。

第84条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「市長において必要と認める者に対して課する軽自動車税はこれ」を「必要と認めるものに対しては、種別割」に改め、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税を」を「種別割の」に改める。

第84条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第84条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第85条第2項中「第443条若しくは第75条の2」を「第445条若しくは第76条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条に次の1項を加える。

6 法附則第31条の4第1項の条例で定める土地は、市の全部の区域内に所在する土地とする。

附則第15条の2を次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、京都府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

附則第15条の2の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第76条の8の規定にかかわらず、京

都府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第76条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「京都府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、京都府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として京都府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|            |               |                 |
|------------|---------------|-----------------|
| <u>第1号</u> | <u>100分の1</u> | <u>100分の0.5</u> |
| <u>第2号</u> | <u>100分の2</u> | <u>100分の1</u>   |
| <u>第3号</u> | <u>100分の3</u> | <u>100分の2</u>   |

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

|                  |                |                |
|------------------|----------------|----------------|
| <u>第2号ア(イ)</u>   | <u>3,900円</u>  | <u>4,600円</u>  |
| <u>第2号ア(ウ) a</u> | <u>6,900円</u>  | <u>8,200円</u>  |
|                  | <u>10,800円</u> | <u>12,900円</u> |

附 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中亀岡市税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第41条、第46条及び第48条の改正規定並びに第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第22号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、亀岡市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中亀岡市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「、第51条の7、第63条」の次に「、第76条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第33条の2及び第75条の改正規定、同条例第75条の2を削る改正規定、同条例第76条を第75条の2とし、同条の次に次の8条を加える改正規定、同条例第77条、第78条及び第80条から第85条までの改正規定並びに同条例附則第15条及び第15条の2の改正規定、第15条の2の次に4条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第22号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定

|           |               |               |
|-----------|---------------|---------------|
| 第2号ア(ウ) b | <u>3,800円</u> | <u>4,500円</u> |
|           | <u>5,000円</u> | <u>6,000円</u> |

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中亀岡市税条例第19条、第41条  
、第46条及び第48条の改正規定並びに第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第22号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、亀岡市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第3項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中亀岡市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

（「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定

平成29年4月1日

(3) (略)

（市民税に関する経過措置）

第2条 (略)

2 (略)

3 新条例第33条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 (略)

第3条 (略)

（軽自動車税に関する経過措置）

(3) (略)

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第22号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 (略)

2 (略)

3 (略)

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の亀岡市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第33条の2の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 (略)

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 新条例\_\_\_\_の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分  
は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪  
以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適  
用する。

2 新条例\_\_\_\_の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29  
年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年  
度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分  
は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪  
以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適  
用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32  
年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年  
度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）新旧対照表

| 現 行  | 改 正 後 (案)   |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 印鑑登録証 この条例に基づき印鑑の登録を受けたことを証するものとして、登録者に交付するカードをいう。</p> <p>(2) <u>印鑑登録者識別カード</u> <u>印鑑登録証（以下「登録証」という。）のうち、印鑑登録をした者個人を識別することのできる磁気カードをもって調製したものをいう。</u></p> <p>(3) <u>登録者暗証番号</u> <u>印鑑登録者識別カード（以下「印鑑カード」という。）の不正利用を防止するため、暗証としてコンピューターに登録される番号をいう。</u></p> <p>(4) <u>印鑑登録証明書自動交付機</u> <u>印鑑カードと登録者暗証番号で請求者を識別し、請求者自身の操作で必要な証明書の交付から手数料の徴収、領収書の発行に至るまでの一連の交付手続を全て自動で行う端末機をいう。</u></p> <p>(5) <u>キオスク端末</u> <u>地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。</u></p> <p>(登録証の交付)</p> <p>第8条 市長は、印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又はその代理人に対して<u>登録証</u>を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録証の再交付)</p> <p>第10条 登録者又はその代理人は、<u>登録証又は印鑑カード</u>が著しく</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 印鑑登録証 この条例に基づき印鑑の登録を受けたことを証するものとして、登録者に交付するカードをいう。</p> <p>(2) <u>キオスク端末</u> <u>地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。</u></p> <p>(登録証の交付)</p> <p>第8条 市長は、印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又はその代理人に対して<u>印鑑登録証（以下「登録証」という。）</u>を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録証の再交付)</p> <p>第10条 登録者又はその代理人は、登録証_____が著しく</p> |

汚損又は毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書により、登録証又は印鑑カードを添えて市長に再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、登録証又は印鑑カードを印鑑登録原票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請をした者に対して登録証を再交付する。

(登録者暗証番号の変更)

第11条 印鑑カードの交付を受けている登録者が、登録者暗証番号を変更しようとするときは、印鑑カードを添えて本人自らが、登録者暗証番号変更申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第5条に基づく確認を行った上、登録者暗証番号を変更した印鑑カードを返付する。

(登録者暗証番号の廃止)

第12条 印鑑カードの交付を受けている登録者が、印鑑登録証明書自動交付機（以下「自動交付機」という。）による印鑑登録証明書の自動交付の利用を中止しようとするときは、印鑑カードを添えて本人自らが、登録者暗証番号廃止申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第5条に基づく確認を行った上、登録者暗証番号を抹消した登録証を交付する。

(印鑑登録の廃止)

第13条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録廃止申請書により、速やかに市長に印鑑の登録の廃止申請をしなければならない。この場合においては、第4条ただし書の規定を準用する。

- (1) 印鑑の登録を廃止しようとするとき。
- (2) 登録を受けている印鑑を亡失したとき。
- (3) 登録証又は印鑑カードを亡失したとき。

汚損又は毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書により、登録証\_\_\_\_\_を添えて市長に再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、登録証\_\_\_\_\_を印鑑登録原票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請をした者に対して登録証を再交付する。

(印鑑登録の廃止)

第11条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録廃止申請書により、速やかに市長に印鑑の登録の廃止申請をしなければならない。この場合においては、第4条ただし書の規定を準用する。

- (1) 印鑑の登録を廃止しようとするとき。
- (2) 登録を受けている印鑑を亡失したとき。
- (3) 登録証\_\_\_\_\_を亡失したとき。

(登録の抹消)

第14条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたと認めるときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明)

第15条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを市長が証明する。

2～4 (略)

(印鑑登録証明書の交付)

第16条 登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合（自動交付機又はキオスク端末により印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合を除く。）は、登録者又はその代理人は、印鑑登録証明交付申請書に登録証又は印鑑カードを添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録者本人がその意思により同項の申請を行うときは、登録証又は印鑑カードを添えることに代えて、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を職員に提示して、申請を行うことができる。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証又は印鑑カードと印鑑登録原票を照合し、必要があると認めるときは、申請を行う者が本人であることの確認を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付

(登録の抹消)

第12条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたと認めるときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明)

第13条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを市長が証明する。

2～4 (略)

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合（\_\_\_\_\_キオスク端末により印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合を除く。）は、登録者又はその代理人は、印鑑登録証明交付申請書に登録証\_\_\_\_\_を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録者本人がその意思により同項の申請を行うときは、登録証\_\_\_\_\_を添えることに代えて、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を職員に提示して、申請を行うことができる。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証\_\_\_\_\_と印鑑登録原票を照合し、必要があると認めるときは、申請を行う者が本人であることの確認を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付し



しなければならない。

(印鑑登録証明書の自動交付)

第17条 印鑑カードの交付を受けている登録者は、自動交付機に印鑑カードを挿入し、登録者暗証番号を入力することにより、自らの印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 前項による申請において、当該申請が適正であることの確認、印鑑カードの返付及び印鑑登録証明書の作成は、あらかじめ作成したプログラムに従って行うものとし、印鑑登録証明書の交付の方法は自動交付機からの出力によるものとする。

(キオスク端末による印鑑登録証明書の交付)

第18条 登録者は、キオスク端末において、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを用いて、かつ、キオスク端末に利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力することにより、自らの印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。

- (1) 登録証、印鑑カード又は利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの提示をしないとき。
- (2) 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(印鑑カード及び登録者暗証番号の管理)

第20条 印鑑カードの交付を受けた登録者は、印鑑カードが自らの印鑑登録証明書の交付を受ける目的以外の目的に使われないように印鑑カード及び登録者暗証番号を責任を持って管理しなければならない。

(閲覧の禁止)

なければならない。

(キオスク端末による印鑑登録証明書の交付)

第15条 登録者は、キオスク端末において、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを用いて、かつ、キオスク端末に利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力することにより、自らの印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。

- (1) 登録証\_\_\_\_\_又は利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの提示をしないとき。
- (2) 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(閲覧の禁止)

第21条 市長は、法令に基づく請求がある場合を除き、印鑑登録原票  
その他印鑑に関する書類を閲覧に供してはならない。

(質問調査)

第22条 市長は、印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係人に対し質  
問し、文書若しくは印鑑等の提示を求めるとともに、必要な事項に  
ついての調査をすることができる。

(手数料)

第23条 印鑑の登録証明は、別に定める手数料を徴収する。

(手数料の免除)

第24条 市長は、次のいずれかに該当するときは、手数料を免除する  
ことができる。

(1)・(2) (略)

(亀岡市行政手続条例の適用除外)

第25条 この条例の規定に基づく印鑑の登録及び証明に関する処分に  
ついては、亀岡市行政手続条例（平成8年亀岡市条例第25号）第2章  
及び第3章の規定は適用しない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条 市長は、法令に基づく請求がある場合を除き、印鑑登録原票  
その他印鑑に関する書類を閲覧に供してはならない。

(質問調査)

第18条 市長は、印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係人に対し質  
問し、文書若しくは印鑑等の提示を求めるとともに、必要な事項に  
ついての調査をすることができる。

(手数料)

第19条 印鑑の登録証明は、別に定める手数料を徴収する。

(手数料の免除)

第20条 市長は、次のいずれかに該当するときは、手数料を免除する  
ことができる。

(1)・(2) (略)

(亀岡市行政手続条例の適用除外)

第21条 この条例の規定に基づく印鑑の登録及び証明に関する処分に  
ついては、亀岡市行政手続条例（平成8年亀岡市条例第25号）第2章  
及び第3章の規定は適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の亀岡市印鑑条例第2条第2号に規定する印  
鑑登録者識別カードは、この条例による改正後の亀岡市印鑑条例第  
8条第1項の規定に基づき交付された印鑑登録証とみなす。

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）新旧対照表

| 現 行               | 改 正 後 (案)   |
|-------------------|---|
| <p>&lt;新規&gt;</p> | <p>附 則</p> <p><u>（平成29年度における保険料率の算定に関する基準に関する特例）</u></p> <p><u>第9条 平成29年度における保険料率は、第3条第1項の規定に関わらず、同年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 31,176円</u></p> <p><u>(2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 42,084円</u></p> <p><u>(3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 46,764円</u></p> <p><u>(4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 56,112円</u></p> <p><u>(5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 62,352円</u></p> <p><u>(6) 次のいずれかに該当する者 74,820円</u></p> <p><u>ア 平成29年度における地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(7) 次のいずれかに該当する者 81,048円</u></p> <p><u>ア 平成29年度における合計所得金額が1,200,000円以上</u></p> |

1,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 93,528円

ア 平成29年度における合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 99,756円

ア 平成29年度における合計所得金額が2,900,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 112,224円

ア 平成29年度における合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 124,704円

ア 平成29年度における合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 137,172円

2 第3条第2項、第5条及び第11条の2の規定は、前項の規定による保険料率の算定について準用する。この場合においては、第3条第2項中「前項第1号」とあるのは「附則第9条第1項第1号」と、第5条中「令第39条」とあるのは「令附則第20条」と、第11条の2中「第3条第1項第5号」とあるのは「附則第9条第1項第5号」と読み替えるものとする。

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第33号）新旧対照表

| 現 行   | 改 正 後 (案)   |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第5条）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>    第1節 基本方針等（第6条・第7条）</p> <p>    第2節 人員に関する基準（第8条・第9条）</p> <p>    第3節 設備に関する基準（第10条）</p> <p>    第4節 運営に関する基準（第11条－第45条）</p> <p>    第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第46条・第47条）</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>    第1節 基本方針等（第48条・第49条）</p> <p>    第2節 人員に関する基準（第50条・第51条）</p> <p>    第3節 設備に関する基準（第52条）</p> <p>    第4節 運営に関する基準（第53条－第62条）</p> <p>&lt;新規&gt;</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第5条）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>    第1節 基本方針等（第6条・第7条）</p> <p>    第2節 人員に関する基準（第8条・第9条）</p> <p>    第3節 設備に関する基準（第10条）</p> <p>    第4節 運営に関する基準（第11条－第45条）</p> <p>    第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第46条・第47条）</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>    第1節 基本方針等（第48条・第49条）</p> <p>    第2節 人員に関する基準（第50条・第51条）</p> <p>    第3節 設備に関する基準（第52条）</p> <p>    第4節 運営に関する基準（第53条－第62条）</p> <p><u>第3章の2 地域密着型通所介護</u></p> <p>    <u>第1節 基本方針（第62条の2）</u></p> <p>    <u>第2節 人員に関する基準（第62条の3・第62条の4）</u></p> <p>    <u>第3節 設備に関する基準（第62条の5）</u></p> <p>    <u>第4節 運営に関する基準（第62条の6－第62条の20）</u></p> <p>    <u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>        <u>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第62条の21・第62条の22）</u></p> <p>        <u>第2款 人員に関する基準（第62条の23・第62条の24）</u></p> <p>        <u>第3款 設備に関する基準（第62条の25・第62条の26）</u></p> <p>        <u>第4款 運営に関する基準（第62条の27－第62条の38）</u></p> |

#### 第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第63条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第64条－第66条）

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第67条－第69条）

第3節 運営に関する基準（第70条－第83条）

第5章～第9章 （略）

附則

（心身の状況等の把握）

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第70条

\_\_\_\_\_において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（管理者等の責務）

第32条 （略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 （略）

（管理者等の責務）

第57条 （略）

#### 第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第63条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第64条－第66条）

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第67条－第69条）

第3節 運営に関する基準（第70条－第83条）

第5章～第9章 （略）

附則

（心身の状況等の把握）

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第62条の6、第62条の28及び第62条の29において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（管理者等の責務）

第32条 （略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 （略）

（管理者等の責務）

第57条 （略）

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

<新規>

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

### 第3章の2 地域密着型通所介護

#### 第1節 基本方針

(基本方針)

#### 第62条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護

(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第62条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数



(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護及び当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1人以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域

密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

5 前各項の「指定地域密着型通所介護の単位」とは、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。

7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が、第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第62条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ

ればならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第62条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第62条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (心身の状況等の把握)

第62条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

##### (利用料等の受領)

第62条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第62条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標が設定され、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第62条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (8) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認

知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第62条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「地域密着型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

（管理者の責務）

第62条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第62条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第62条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第62条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害そ



の他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第62条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第62条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第62条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第62条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第62条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第62条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定により提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第62条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 第62条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第62条の20 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条及び第56条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第62条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第62条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所

介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度の要介護状態にある要介護者又はがん末期の者であってサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第62条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第62条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携の確保に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第62条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、指定療養通所介護を提供する時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保される

ために必要と認められる数以上とする。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。  
(管理者)

第62条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

#### 第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第62条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第62条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供

するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

#### 第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第62条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第62条の34に規定する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第62条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第62条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第62条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第62条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第62条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

る。

(4) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 指定療養通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

(7) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第62条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同



じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第62条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合には、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第62条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第62条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第62条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定療養通所介護の利用定員

(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) その他事業の運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第62条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 前項に規定する緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第62条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要な情報の収集を行うとともに、当該情報等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第62条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第62条の30第5号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第62条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 次条において準用する第62条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第62条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第62条の7(第3項第2号を除く。)、第62条の8及び第62条の13から第62条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業

## 第4章 認知症対応型通所介護

### 第1節 基本方針

第63条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

### 第3節 運営に関する基準

#### （心身の状況等の把握）

第70条 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第62条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第62条の18第4項中「第62条の5第4項」とあるのは「第62条の26第4項」と読み替えるものとする。

## 第4章 認知症対応型通所介護

### 第1節 基本方針

第63条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症\_\_\_\_\_である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

### 第3節 運営に関する基準

第70条 削除

(利用料等の受領)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められる費用

第71条 削除

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第72条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(管理者の責務)

第75条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第64条第4項又は第68条第1項の利用定員をいう。第78条において同じ。）

(5)～(10) (略)

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第72条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者 (単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。) は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第75条 削除

(運営規程)

第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第64条第4項又は第68条第1項の利用定員をいう。\_\_\_\_\_）

(5)～(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

第77条 削除

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業員によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第78条 削除

(非常災害対策)

第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第79条 削除

(衛生管理等)

第80条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

第80条 削除

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



(地域との連携等)

第81条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第82条 (略)

第81条 削除

第81条の2 削除

(記録の整備)

第82条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 (略)

(準用)

第83条 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第45条及び第56条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第76条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5章 小規模多機能型居宅介護

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第85条 (略)

2～5 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 次条において準用する第62条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 次条において準用する第62条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 (略)

(準用)

第83条 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第45条、第56条、第62条の6、第62条の7、第62条の11及び第62条の13から第62条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第76条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第62条の18第4項中「第62条の5第4項」とあるのは「第66条第4項」と読み替えるものとする。

第5章 小規模多機能型居宅介護

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第85条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

|  |   |           |
|--|---|-----------|
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合  | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） | 介護職員      |
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所<br>____、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設                | 看護師又は准看護師 |

7～13 （略）

（地域との連携等）

第108条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

|  |   |           |
|--|---|-----------|
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合  | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） | 介護職員      |
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設         | 看護師又は准看護師 |

7～13 （略）

第108条 削除

聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第110条 (略)

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 第108条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 (略)

(準用)

第111条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第45条、第75条、第77条及び第

(記録の整備)

第110条 (略)

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 次条において準用する第62条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 (略)

(準用)

第111条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第45条、第62条の11、第62条の

80条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第103条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第77条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする

第6章 認知症対応型共同生活介護  
(記録の整備)

第130条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第108条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 (略)  
(準用)

第131条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第38条まで、第40条、第42条、第43条、第45条、第75条、第80条、第102条、第105

13、第62条の16及び第62条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第103条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第62条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第62条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第6章 認知症対応型共同生活介護  
(記録の整備)

第130条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第62条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 (略)  
(準用)

第131条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第38条まで、第40条、第42条、第43条、第45条、第62条の11、第62条の16、第62条の17第1項から第4項まで、第102条、第105

条、第107条及び第108条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第125条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第75条第2項 中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、

、第102条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第105条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第108条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

#### 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

(記録の整備)

第151条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 次条において準用する第108条第2項 に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 (略)

条、第107条 の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第125条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第62条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、

第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第102条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第105条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と

読み替えるものとする。

#### 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

(記録の整備)

第151条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 次条において準用する第62条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 (略)



14～17 (略)

(記録の整備)

第179条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第108条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 (略)

(準用)

第180条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第45条、第75条、第79条、第108条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第171条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第75条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第108条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

14～17 (略)

(記録の整備)

第179条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第62条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 (略)

(準用)

第180条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第45条、第62条の11、第62条の15、第62条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第171条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第62条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。



(準用)

第192条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第45条、第75条、第79条、第108条第1項から第4項まで、第156条から第158条まで、第161条、第164条、第166条から第170条まで及び第174条から第179条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第189条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第75条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第108条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第170条中「第161条」とあるのは「第192条において準用する第161条」と、同条第5号中「第160条第5項」とあるのは「第185条第7項」と、同条第6号中「第180条」とあるのは「第192条」と、同条第7号中「第178条第3項」とあるのは「第192条において準用する第178条第3項」と、第179条第2項第2号中「第158条第2項」とあるのは「第192条において準用する第158条第2項」と、同項第3号中「第160条第5項」とあるのは「第185条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第192条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第192条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第192条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第45条、第62条の11、第62条の15、第62条の17第1項から第4項まで、第156条から第158条まで、第161条、第164条、第166条から第170条まで及び第174条から第179条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第189条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第62条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第170条中「第161条」とあるのは「第192条において準用する第161条」と、同条第5号中「第160条第5項」とあるのは「第185条第7項」と、同条第6号中「第180条」とあるのは「第192条」と、同条第7号中「第178条第3項」とあるのは「第192条において準用する第178条第3項」と、第179条第2項第2号中「第158条第2項」とあるのは「第192条において準用する第158条第2項」と、同項第3号中「第160条第5項」とあるのは「第185条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第192条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第192条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

(記録の整備)

第204条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 次条において準用する第108条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 (略)

(準用)

第205条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第45条、第75条、第77条、第80条、第90条から第93条まで、第96条から第98条まで、第100条、第101条及び第103条から第109条まで

の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第205条において準用する第103条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第77条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに

第92条及び第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあ

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

(記録の整備)

第204条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 次条において準用する第62条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 (略)

(準用)

第205条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第45条、第62条の11、第62条の13、第62条の16、第62条の17、第90条から第93条まで、第96条から第98条まで、第100条、第101条、第103条から第107条まで及び第109条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第205条において準用する第103条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、

第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第62条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第62条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第92条及び第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあ

るのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第109条中「第85条第6項」とあるのは「第194条第7項各号」と読み替えるものとする。

るのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第109条中「第85条第6項」とあるのは「第194条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日からこの条例第85条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、この条例第89条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年亀岡市条例第25号）新旧対照表

| 現 行                    |             |           | 改 正 後 (案)              |             |           |
|------------------------|-------------|-----------|------------------------|-------------|-----------|
| 別表（第1条関係）              |             |           | 別表（第1条関係）              |             |           |
| 区分                     | 報酬の額        | 旅費の額      | 区分                     | 報酬の額        | 旅費の額      |
| 1 教育委員会委員              | 月額 107,000円 | 亀岡市副市長相当額 | 1 教育委員会委員              | 月額 107,000円 | 亀岡市副市長相当額 |
| 2 識見を有する者の中から選任された監査委員 | 月額 121,000円 |           | 2 識見を有する者の中から選任された監査委員 | 月額 121,000円 |           |
| 3 議会の議員の中から選任された同委員    | 月額 53,000円  |           | 3 議会の議員の中から選任された同委員    | 月額 53,000円  |           |
| 4 選挙管理委員会委員長           | 年額 389,000円 |           | 4 選挙管理委員会委員長           | 年額 389,000円 |           |
| 5 同委員                  | 年額 277,000円 |           | 5 同委員                  | 年額 277,000円 |           |
| 6 公平委員会委員長             | 年額 223,000円 |           | 6 公平委員会委員長             | 年額 223,000円 |           |
| 7 同委員                  | 年額 155,000円 |           | 7 同委員                  | 年額 155,000円 |           |
| 8 農業委員会会長              | 年額 243,000円 |           | 8 農業委員会会長              | 年額 243,000円 |           |
| 9 同副会長                 | 年額 219,000円 |           | 9 同副会長                 | 年額 219,000円 |           |
| 10 同部会長                | 年額 219,000円 |           | 10 同委員                 | 年額 194,000円 |           |
| 11 同委員                 | 年額 194,000円 |           | 11 農地利用最適化推進委員         | 年額 194,000円 |           |
| 12 スポーツ推進委員            | 年額 36,000円  |           | 12 スポーツ推進委員            | 年額 36,000円  |           |
| 13 固定資産評価審査委員会委員       | 日額 9,700円   |           | 13 固定資産評価審査委員会委員       | 日額 9,700円   |           |
| 14 介護認定審査会委員           | 日額 14,300円  |           | 14 介護認定審査会委員           | 日額 14,300円  |           |
| 15 障害者介護給付費等支給認定審査会委員  | 日額 14,300円  |           | 15 障害者介護給付費等支給認定審査会委員  | 日額 14,300円  |           |
| 16 法令又は条例に基づく附属機関の構成員  | 日額 9,700円   |           | 16 法令又は条例に基づく附属機関の構成員  | 日額 9,700円   |           |

備考

- 1 新たに特別職の職員となった者のうち、月額をもって定めるものにあつてはその日から、年額をもって定めるものにあつてはその月から、報酬を支給する。
  - 2 特別職の職員が退職又は罷免等により特別職の職員でなくなったときは、月額をもって定めるものにあつてはその日まで、年額をもって定めるものにあつてはその月まで、報酬を支給する。
- 3 特別職の職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

備考

- 1 新たに特別職の職員となった者のうち、月額をもって定めるものにあつてはその日から、年額をもって定めるものにあつてはその月から、報酬を支給する。
- 2 特別職の職員が退職又は罷免等により特別職の職員でなくなったときは、月額をもって定めるものにあつてはその日まで、年額をもって定めるものにあつてはその月まで、報酬を支給する。
- 3 同一年度内に各委員会において、特別職の職員の区分に異動が生じた場合は、異動が生じた日より、その区分の報酬の額を支給することとし、各委員会の同一区分の特別職の職員となったときは、その報酬の支給は、引き続き在職したものとみなす。
- 4 特別職の職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。